

日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除  
新型コロナウイルス感染症に係る免除申請期間の延長対応について

2022年12月19日付で日本学生支援機構より連絡があり、当該免除制度の申請を希望していた者が、新型コロナウイルス感染症の影響による研究計画の遅延等のため、貸与期間中に業績を挙げるができなかった場合（課程を修了した場合を除く）、特例として、来年度の申請を可能とすることになりました。貸与終了月を1年を限度に延長（延長期間中は奨学金の貸与はありません）することで、業績を挙げる期限を1年間猶予するものです。

また、昨年度の特例措置により「令和3年度 業績優秀者返還免除申請期間延長届」を提出した者については、貸与終了月を1年先送りしていますが、この間引き続き、上記の理由により業績を挙げるができなかった場合は、特例として、さらに1年を限度に貸与期間延長及び延長期間中の休止（延長期間中は奨学金の貸与はありません）を認め、来年度の免除申請を可能とします。

ただし、「令和3年度業績優秀者返還免除申請期間延長届」を提出した者のうち、令和2年度においても「令和2年度業績優秀者返還免除申請期間延長届」を提出し、既に再延長の適用を受けている者については、本取扱いの対象とはなりません。

2022年度の返還免除申請対象者で、今回の特例の適用を希望する場合は、次ページ「令和4年度 業績優秀者返還免除申請期間延長届」を下記の要領で提出してください。提出しない場合、特例は適用されません。

なお、今年度に返還免除申請をする場合は手続き不要です。

記

提出期間：2022年12月22日（木）～2023年1月11日（水）

事務室開室時間内（郵送の場合は消印有効）

※期間外の提出は一切認めません。やむを得ない事情で期間内に提出できない場合は事前に学生生活課に相談してください。

提出場所：通学校地の学生生活課（窓口または郵送）

提出物：「令和4年度 業績優秀者返還免除申請期間延長届」

※新型コロナウイルス感染症以外の事情は認められません。

以上

【問合せ先】

同志社大学 学生生活課

今出川校地（寒梅館1階）TEL 075-251-3280

〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入

京田辺校地（成心館1階）TEL 0774-65-7430

〒610-0394 京田辺市多々羅都谷1-3

事務室開室時間 月～金 9:00～11:30、12:30～17:00

（土・日・祝、年末年始（12/28～1/5、1/9）は閉室）

## 令和4年度 業績優秀者返還免除申請期間延長届

(様式3)

令和 年 月 日

独立行政法人

日本学生支援機構理事長殿

本届記載事項に相違ありません。  
新型コロナウイルス感染症の影響により優れた業績を挙げるのが困難であるため、1年を限度として業績優秀者返還免除申請期間の延長を申請します。

フリガナ  
氏 名

大 学 院 名

課 程

該 当 の 課 程 の □ を  
■ に し て く だ さ い 修士（博士前期）課程 専門職学位課程 博士（博士後期）課程

研 究 科 名 ・ 専 攻 名

学 籍 番 号

奨 学 生 番 号

6

0 6

生 年 月 日

昭 和  
平 成

年 月 日

延  
長  
理  
由

注1) 本申請は、新型コロナウイルスの影響により、在学期間が延長する方の申請となります。課程を修了または退学等により在学期間が終了した方は、貸与終了時の特に優れた業績による返還免除の申請をしてください。

注2) 本申請が認められた場合は、該当の第一種奨学金の貸与終期を1年を限度として延長（延長期間中の奨学金の交付はありません）した後に奨学金を辞退する処理を行います。  
これにより、令和5年度貸与終了者として令和5年度の返還免除申請が可能となります。

以下は、学校記入欄

本申請について、下記□を■にしてください。

今年度（令和4年度）業績優秀者返還免除申請期間延長届をはじめ申請します。

昨年度（令和3年度）業績優秀者返還免除申請期間延長届の申請をしました。  
（令和2年度業績優秀者返還免除申請期間延長届の申請はしていません。）

上記記載のとおり相違ないことを証明いたします。

(学校の証明) 令和5年 月 日  
学 校 名

関係課長（※）

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号（担当者名）

— —  
( )

学校番号

区分

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。